

国民健康保険制度改革における財政支援等について

東海部会提出
説明担当 松阪市

(理由)

昨今の医療費需要の増加に伴い、厳しい財政運営が強いられている国民健康保険制度において、都道府県が財政運営の中心的な役割を担うことで財政基盤の強化に努めるとともに、医療保険制度全体の抜本的な改革に取り組みながら、国民健康保険制度の安定化を図ることを目的に、平成27年5月27日「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月1日からの新制度の施行に向けた準備が進められている。

そのような状況の中で、新たな国民健康保険制度改革の早期実現と円滑な施行に向けて、国庫負担等の財政支援や円滑な制度施行に向けた情報提供など下記の事項を要望する。

記

- 1 国民健康保険制度の広域化に向けた国による財政支援措置の確実な実施を行うこと。
- 2 国民健康保険制度の発足以来の大改革となり、大幅なシステム改修が必要となることから制度改正情報の早期提供と電算システム改修経費等については、地方の財政負担の軽減に努めること。
- 3 地方自治体に対する積極的な情報提供と被保険者の利便性等を考慮した新制度移行に努めること。
- 4 新制度の移行後においても、医療保険制度の安定的運営が持続するよう改革に取り組むこと。